

長崎港港湾計画書

— 一部変更 —

令和2年2月

長崎港港湾管理者
長 崎 県

本計画は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成26年 6月 第47回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成26年 7月 交通政策審議会第56回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成27年10月 第48回長崎県地方港湾審議会
- ・ 平成30年10月 第49回長崎県地方港湾審議会

の議を経た長崎港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	-----	1
I 港湾の能力	-----	2
II 港湾施設の規模及び配置	-----	3
1 旅客船埠頭計画及びフェリー埠頭計画	-----	3
2 水域施設計画	-----	4
3 小型船だまり計画	-----	4
III 港湾の環境の整備及び保全	-----	5
1 港湾環境整備施設計画	-----	5
IV 土地造成及び土地利用計画	-----	6
1 土地造成計画	-----	6
2 土地利用計画	-----	6
V その他重要事項	-----	7
1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	-----	7

変更理由

1. 近年のクルーズ需要の急増及びクルーズ船の大型化に対応し、クルーズ船の受入機能を増強するため、松が枝地区において、旅客船埠頭計画及びフェリー埠頭計画、水域施設計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。
2. 官公庁船の利便性向上を図るため、松が枝地区において、小型船だまり計画を変更する。

I 港湾の能力

目標年次（令和元年代後半）における船舶乗降旅客数を次のとおり変更する。

船 舶 乗 降 旅 客 数	585 万人
---------------	--------

既定計画	
船 舶 乗 降 旅 客 数	180 万人

II 港湾施設の規模及び配置

1 旅客船埠頭計画及びフェリー埠頭計画

1-1 松が枝地区

長崎港のクルーズ船受入機能を増強するため、以下の施設について計画を変更する。

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 410 m [既定計画の変更計画]

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 410 m (既設) [既設の変更計画]

埠頭用地 3 ha (旅客施設用地、荷捌き施設用地及び保管施設用地)

[既定計画の変更計画]

既設

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 410 m

既定計画

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 320 m

埠頭用地 2 ha (荷捌き施設用地及び保管施設用地)

2 水域施設計画

旅客船埠頭計画及びフェリー埠頭計画の変更に伴い、次のとおり計画を変更する。

2-1 泊地

松が枝地区

水深12m 面積1ha [既定計画の変更計画]

〔	既定計画	〕
	水深10m 面積1ha	
	水深12m 面積1ha	

3 小型船だまり計画

官公庁船の利便性向上を図るため、以下の施設について計画を変更する。

3-1 松が枝地区

泊地 水深3m 面積1ha [新規計画]

小型栈橋 1基 [新規計画]

岸壁 水深4.5m 延長60m (工事中)

岸壁 水深5.5m 延長110m (既設)

埠頭用地 1ha (工事中) [既定計画の変更計画]

〔	既定計画	〕
	埠頭用地 1ha	

なお、これに伴い、以下の計画を削除する。

〔	既定計画	〕
	物揚場 水深3m 延長75m	

Ⅲ 港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

旅客船埠頭計画及びフェリー埠頭計画の変更に伴い、次のとおり計画を変更する。

松が枝地区

緑地 面積 3 h a (うち 1 h a 既設) [既定計画の変更計画]

既定計画
緑地 面積 4 h a (うち 1 h a 既設)

IV 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地造成計画

単位：ha

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
松が枝地区	(2) 2					(1) 1		(1) 1	(3) 3
合計	(2) 2					(1) 1		(1) 1	(3) 3

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記載した。

2 土地利用計画

単位：ha

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
松が枝地区	(4) 4	(8) 8				(2) 2		(3) 3	(16) 18
合計	(4) 4	(8) 8				(2) 2		(3) 3	(16) 18

注4) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注5) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注6) 今回の変更に係る地区についてのみ記載した。

V その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

長崎港中央航路 水深12m 幅員350m～450m [既定計画]

臨港道路小ヶ倉柳戸町線 [既定計画]

起点 小ヶ倉柳ふ頭 終点 国道499号 2車線

松が枝地区

岸壁1バース 水深12m 延長410m [既定計画の変更計画]

泊地 水深12m 面積1ha [既定計画の変更計画]

長崎港港湾計画位置図



凡例
○ : 計画変更箇所



